

豊山町都市計画マスタープランの見直しについて

都市計画マスタープランの位置づけと必要性

都市計画マスタープランとは？

都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、市町村が、住民の意見を反映しながら都市の将来展望を描き、また、その展望を実現するための方針を定めたものです。これは、都市計画法第18条の2第1項に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として市町村に義務付けられています。

都市計画マスタープランがめざすもの

住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに、住民の意見を反映させながら都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、それに基づく市街地像、課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かく定めるものです。

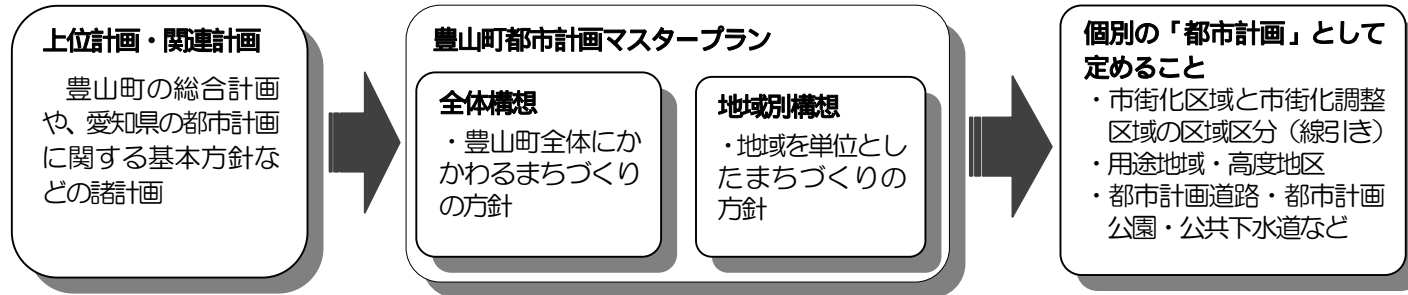
なお、都市計画マスタープランは、地域の社会状況やニーズなどの変化に即し、かつ、国・県・各市町村が定める個々の都市計画との総合性・一体性の確保を図る必要があります。

平成32年を目標とした新しい計画が必要となっています

豊山町では平成5年6月に都市計画マスタープランを策定しましたが、策定からすでに15年が経過しています。

その間に、豊山町を取り巻く社会情勢や、都市計画法の運用に大きな変化が生じていることから、現行都市計画制度のあり方、愛知県の都市計画の見直し方針等との整合を図りながら、現在の豊山町都市計画マスタープランの全面的な見直しを行うことが必要となっています。

都市計画マスタープランの構成



全面的な見直しの背景のポイント

名古屋空港の位置づけの変化に対応したまちづくり

平成17年2月の中部国際空港の開港により、名古屋空港は小型航空機中心の「都市型総合空港」へと機能転換が図られました。一方、旧国際線ターミナル地区に大規模集客施設が立地したことにより、地域経済・雇用などに変化が予想されます。このように都市計画の背景に大きな変化が生じています。抜本的な見直しにより新しい方針を定めることとします。

社会情勢、都市計画法の変化に対応した計画づくり

地方分権が進み、市町村が主体的に都市計画を進めていくことが可能となりました。また、平成12年には住民参加を促進するための改正、更に平成18年度には人口減少・超高齢化社会の到来に備えた改正と、都市計画法の体系も社会情勢にあわせた変化が生じています。こうした動きを受け、愛知県は平成22年度を目標に都市計画の見直しを行う予定です。この見直しにあたって、豊山町としての都市づくりの基本的な方針を定めておく必要があります。

住民の視点からみた住環境づくり

住民参加による都市計画の推進のためには、日頃の生活実感をもとに、安心、安全、便利、そして快適な住環境づくりの計画を、地域ごとの特徴を踏まえて検討していく必要があります。このため、アンケート調査やワークショップにより、地域のよいところ、足りないところ、改善すべきところを知り、マスタープランに反映する必要があります。

豊山町都市計画マスタープランの策定体制について

(計画づくりへの住民参加手法の導入)

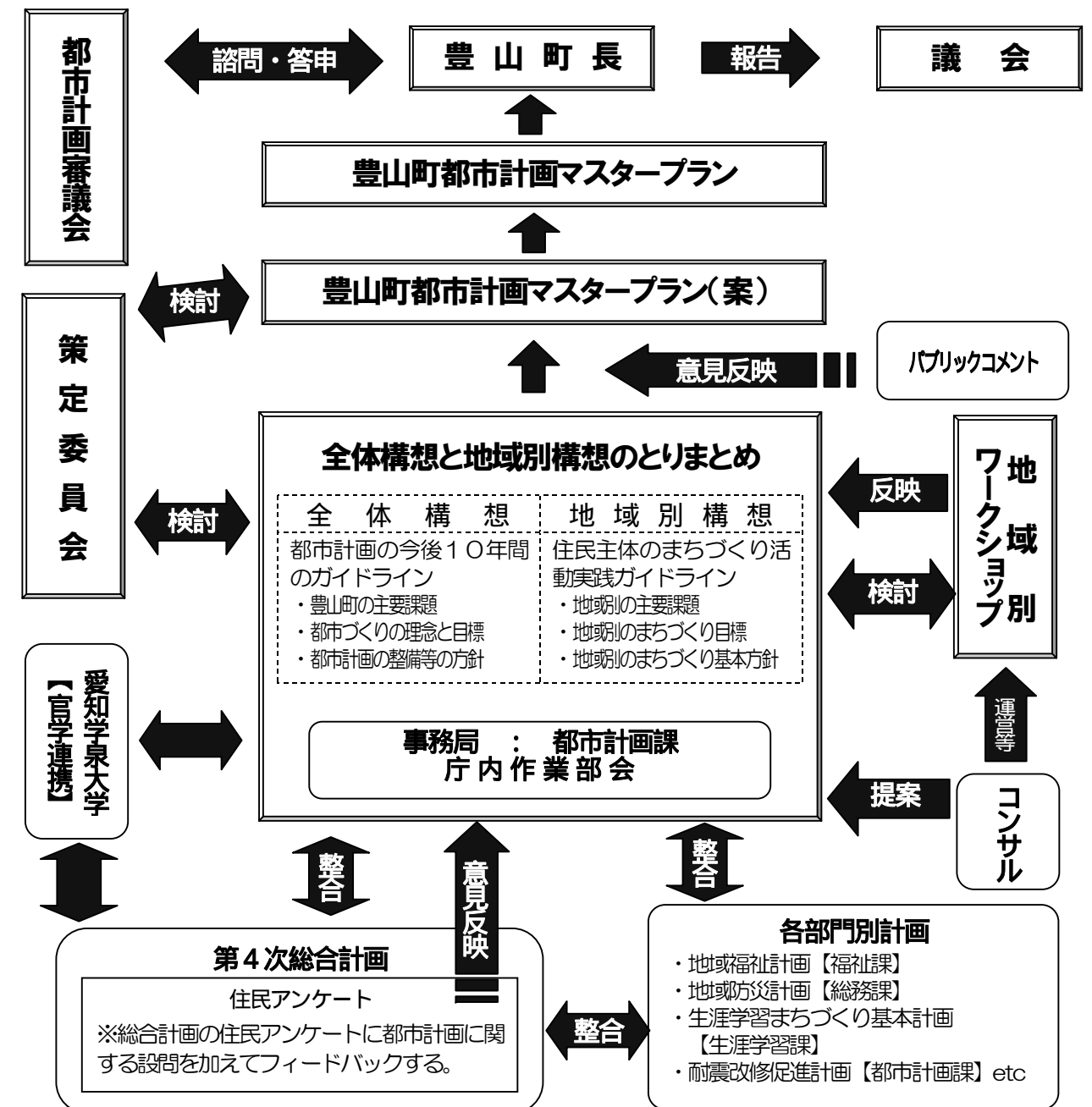
ワークショップによる住民参加

地域のまちづくりの課題抽出と解決のために、地域別構想の検討には小学校区単位で住民参加のワークショップを実施し、意見交換を行う中で、まちづくりの目標等についての検討を行います。

策定委員会による計画づくり

学識経験者、地域住民、県職員からなる策定委員会を組織し、県都市計画区域マスタープランとの整合を図りながら素案の策定を行います。

都市計画マスタープラン策定の体制図



豊山町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成20年7月30日

豊山町告示第42号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づき、豊山町の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)を策定するため、豊山町都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 都市整備の方針に関すること。
- (2) 将来都市像に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市計画マスタープランに関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 町の区域に住所を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から都市計画マスタープランの策定が終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、特定の事項の調査又は検討をするために作業部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経済建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年8月1日から施行する。